

## 9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

家庭では実施が困難な専門的ケアを要するこどもや年長児で家庭養育に対する拒否感が強いこどもなど、家庭での養育や里親等への委託が困難な場合は施設での養育が必要となりますが、施設においても、こどもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」として、小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケア等による養育が重要となります。

また、地域の現状を踏まえて、施設に児童家庭支援センターや里親支援センターを併設することや、子育て短期支援事業をはじめとする市町村の家庭支援事業を積極的に実施することなどにより施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図り、施設が持つ専門性を更に発揮することで、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として重要な役割を担っていくことが期待されます。

本県においては、里親等委託の推進とともに施設の小規模かつ地域分散化や高機能化等を一体的に進め、代替養育が必要なこどもへの包括的な支援体制の強化を図っていきます。

### (1) 施設で養育が必要なこども数の見込み

- ・項目5「各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み」及び項目8「里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み」において算出したそれぞれの見込み数から、施設で養育が必要なこども数は次のとおり見込んでいます。

<図表9-1> 施設で養育が必要なこども数の見込み (単位:人)

年度	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育が必要なこども数	246	245	245	244	243
里親等委託が必要なこども数	57	64	72	82	95
施設で養育が必要なこども数	189	181	173	162	148
3歳未満(0~2歳)	14	14	13	11	9
3歳以上就学前(3~5歳)	19	17	15	11	7
学童期以降(6~18歳)	156	150	145	140	132

### (2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の取組み

#### ■現状

#### 【児童養護施設における「良好な家庭的環境」の確保状況】

- ・家庭養育優先原則を踏まえ、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」の確保に向け、施設の小規模かつ地域分散化に取り組んできていますが、令和5年度末時点の状況は以下のとおりです。

<図表9-2> 児童養護施設における「良好な家庭的環境」の確保状況

	実績 (R5末)	目標	
		令和6年度末	令和11年度末
小規模グループケア(施設内ユニット)	40人	54人	70人
グループホーム(小規模かつ地域分散化)	2か所12人	6か所36人	8か所48人

### 【県における施設への支援の状況】

- ・施設の運営やこどもの処遇に係る措置費制度や国庫補助制度の周知と助言を行うとともに、当該制度の活用による経費の負担や助成を行っています。
- ・施設職員のスキルアップを支援するため、児童相談所職員を施設に派遣し個別ケースに対する専門的助言を行うとともに、施設職員を対象とした研修会等を実施しています。
- ・施設における将来的な人材確保のため、実習生を受け入れる際にその指導にあたる職員の代替職員の雇用に対する助成を行っています。

### 【各施設の高機能化及び多機能化・機能転換等の状況】

- ・各施設において、家庭支援専門相談員や心理療法担当職員、自立支援担当職員等の専門職を配置し、施設における養育機能の強化を図っています。
- ・県内すべての乳児院・児童養護施設で委託一時保護の受入れを行っていますが、一時保護専用施設を設置している施設はありません。
- ・児童養護施設5施設のうち、2施設において児童家庭支援センターを併設しています。
- ・県内すべての児童養護施設と乳児院、母子生活支援施設で市町村の子育て短期支援事業を受け入れています。
- ・県内で唯一の児童自立支援施設である県立朝日学園について、心理的支援や個別対応の機能強化等のため、令和3年度から段階的に改築整備を実施しており、令和5年度末までに寮及び本館の改築が完了し、令和6年度からは体育館の改築等を進めています。
- ・児童心理治療施設は、被虐待等による愛着形成の課題や発達障がいがあるなど、ケアニーズが非常に高い子どもの支援のための施設ですが、本県には設置されておりません。
- ・平成23年に「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」において、「出先機関の見直しの方向性について」が取りまとめられ、鶴岡乳児院については「当面は県直営とするものの、全国の状況、乳児院の入所状況や施設状況等を見ながら民間移譲等を検討すべき」とされました。これを受け、平成24年3月に、当時の県子育て推進部において鶴岡乳児院の見直し方針を策定し民間移譲等の検討を行ってきております。そのような中、平成31年4月に県内で初めて民間立の「乳児院はやぶさ」が山形市に開設され、現在は県立鶴岡乳児院と併せ内陸と庄内の県内2施設体制で乳児等の受入に対応しています。

### ■課題

- ・里親等委託の推進により、施設で養育が必要なこども数は減少する見込みですが、一方で、被虐待児や障がい等がある児童の割合が5施設平均で3割を超える状況で、処遇にあたる職員の負担が増加しています。
- ・小規模かつ地域分散化を進めるには、本体施設の体制強化(職員数の確保、専門性の向上等)が必要です。また、職員も分散化されるため、職員一人一人のスキルアップと職員への負担が増すことに対するケアも必要になります。
- ・市町村や地域からの相談や家庭支援ニーズに対応できるよう、多職種・多機関連携による施設の高機能化を図っていく必要があります。
- ・施設入所児童数の減少が見込まれる中、施設の運営が厳しい状況になっていくことが懸念されるほか、施設の空きスペースの有効活用などの検討も必要です。
- ・鶴岡乳児院のあり方も含め、里親等委託の推進と施設の養育環境の整備は密接に関わっており、一体的な支援体制の検討が必要です。

■今後の取組みの方向性

- ・施設の小規模かつ地域分散化等に係る補助制度や施設の体制強化に係る専門職の配置加算制度等に関する助言や情報提供を行います。
- ・職員のスキルアップを支援するため、引き続き児童相談所職員による専門的助言や施設職員を対象とした研修会の開催等を行います。
- ・令和4年の児童福祉法改正により、こどもや家庭に対する相談支援等に従事する専門職の質の向上を図るために創設された公的資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進を図ります。社会的養護関係施設職員が当該資格を取得することで専門性の向上につながり、こどもの特性に応じたきめ細かいケアができるようになるほか、当該施設に資格取得職員を配置することで当該職員の手当に相当する措置費の加算制度も創設されていることから、当該資格の取得は当該施設職員の処遇改善の面でも有用と考えます。
- ・里親等委託の推進と施設の高機能化及び多機能化・機能転換を一体的に推進するため、里親支援センターの設置を含めた県全体としての里親等支援体制の整備に併せ、関係機関等との協議の場を設け、先進自治体における事例研究を行いながら、本県の実情に沿った乳児院や児童養護施設のあり方について検討を進めます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)		目標・評価の視点					
		現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護関係施設におけるこども家庭ソーシャルワーカーの取得者数【県独自】		—	6人	12人	18人	24人	30人
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数★	施設数	2施設	3施設	令和11年度末までに8施設の設置			
	児童数 (定員ベース)	12人	18人	令和11年度末までに48人の定員数を確保			
養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数★	加配施設数	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設
	加配職員数	6人	6人以上	6人以上	6人以上	6人以上	6人以上
養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数★		—	施設における養育機能強化のため、制度の周知と活用を促進				
一時保護専用施設の整備施設数★		—	一時保護件数の状況を踏まえ検討				
児童家庭支援センターの設置施設数★		2施設	2施設を維持するとともに、未設置2地域での設置を検討				
里親支援センター、里親養育包括支援(フォスターリング)事業の実施施設数★		—	期間中に1か所以上の設置を検討する中で、事業実施施設を調整				
妊産婦等生活援助事業の実施施設数★		—	計画期間中に県で1か所の事業所設置				
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)★	子育て短期支援事業	8施設	8施設	8施設	8施設	8施設	8施設
	養育支援訪問事業	—	市町村のニーズに応じ、施設に制度説明を行うとともに、市町村における家庭支援事業の実施体制整備協力を依頼				
	一時預かり事業	—					
	子育て世帯訪問支援事業(R6新規)	—					
	児童育成支援拠点事業(R6新規)	—					
	親子関係形成支援事業(R6新規)	—					